

## 千葉市立青葉病院情報システム管理委員会設置要綱

### 〔目的〕

第1条 千葉市立青葉病院における病院情報システムの効率的な管理運営と円滑なシステム開発及び導入を目的として、青葉病院情報システム管理委員会〔以下「委員会」という。〕を設置する。

### 〔組織〕

第2条 委員会の組織は、医師、看護師、診療放射線技師、薬剤師、臨床検査技師、管理栄養士、作業療法士の職にあるもの及び事務局により構成する。

2 委員長及び副委員長は、副院長及び副看護部長とする。

### 〔会議〕

第3条 委員会は、必要に応じ委員長が招集する。

2 委員会の議長は委員長とし、委員長に事故あるときは副委員長が議長の職務を代理する。

3 委員長は、必要に応じて委員以外の出席を求めることができる。

### 〔庶務〕

第4条 委員会の庶務は、事務局医事室において総理する。

### 〔委任〕

第5条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

付則 この規程は、平成15年5月1日より施行する。

改訂 平成16年4月1日

改訂 平成18年4月1日

改訂 平成22年4月1日

改訂 平成23年4月1日

改訂 平成24年4月1日

改訂 平成27年4月1日

改訂 令和3年4月1日

改訂 令和4年4月1日